

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成24年9月6日（木曜日）
午後1時43分開会、午後2時17分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、
大槻法務学事課総括課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長
 - (2) 復興局
高前田理事兼復興局副局長、鈴木生活再建課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 - イ 議案第9号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋
沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の
受託の協議に関し議決を求めることについて
 - ウ 議案第10号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋
沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の
受託の協議に関し議決を求めることについて
- 9 議事の内容
○五日市王委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり議案3件について審査を行います。

議案第8号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻法務学事課総括課長 議案第8号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案の8ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜お配りしております資料に基づきまして御説明を申し上げます。この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明を申し上げます。財産を取得する目的につきましては、行政情報の処理の用に供するためでございます。種別は備品となります。名称及び数量につきましては、職員1人1台端末として利用するパーソナルコンピュータ及びディスプレイ1,051台でございます。取得予定価格は7,119万円となります。4番、5番のところでございますが、取得の方法は買い入れとなりまして、株式会社アイシーエスから取得しようとするものでございます。なお、平成21年度以降5カ年計画で職員1人1台端末の更新を行ってございまして、本年度は4年度目となりますが、今回主に沿岸部の公所等へ配置することとしてございまして、復旧、復興業務に資するため、早期に備品を取得する必要があることから、9月県議会臨時会のほうに提案をさせていただくものでございます。なお、取得するパーソナルコンピュータ及びディスプレイの仕様は2ページに記載してございます。

以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋元委員 今回4度目ということですが、今回の購入によりましてほぼ終わりののか、それとももう一年ありますので、もう一年同じぐらいの台数を予定しているのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

それから、現在使用中のコンピュータ。これから新しい機種への変更に伴い、いろいろな情報を移していく作業もあるのかなと思いますけれども、その辺はどういう形になるのか、その件をお尋ねしたいと思います。

○菅野行政情報化推進課長 ただいまお尋ねの1人1台パソコンという職員向けの端末ですけれども、展開につきましては、平成21年度から開始しまして5年計画で更新の予定でございます。台数につきましては、平成21年度290台、平成22年度に1,051台、平成23年度1,051台、今年度同じく1,051台で、今年度末までに3,443台の配備完了となる予定でございます。計画としては来年度あと1年ありますので、来年度も同じく1,050台を予定して、都合4,493台の更新を推進中というところでございます。あとデータ移行につきましては、まずパソコン内部——機器の内部に入っているものについては各職員が移行するというこ

とになりますし、業務で使っているものにつきましては、庁内で共通で保有するシステム上のライブラリー的なものがありますので、そこに登録しておいて、端末が新しくかわりましても新しい端末からそこを利用する、参照する、更新するということができる仕掛けになってございます。

○高橋元委員　さまざまな書類の電子化ということで、各自治体は今、クラウドを使うような形の情報管理などを行っているわけです。それらを含めて、今後情報のデジタル化を進めていく計画もあるのかどうか。

それから、よくこういう機種が変わるときには、情報を持ち出して、仕事時間中にできなくてとか、そういう形で情報の漏洩とか、そういうこともまああるわけですが、その辺のセキュリティというか、体制については、職員に対してこれまでどのように進めてきたのかお尋ねしたいと思います。

○菅野行政情報化推進課長　職員の庁外でのパソコンの利用ということにつきましては、庁内で情報セキュリティポリシーというものを規定しておりまして、庁外から、庁内の行政情報ネットワークへのアクセスは、認めていないということになります。

それと、各ソフトウェアのクラウドの利用というお尋ねでございましたけれども、まずクラウドということにつきましては、あくまで1つのプログラムソフトを大勢の利用者が使い合うということが特徴でございますけれども、県で持っています業務につきましては、県そのものが全国で47都道府県と数が限られていること等もありまして、基幹業務、プログラムについてのクラウドサービスは今のところ存在しないということになります。一方、本県におきましては基幹業務ではございませんけれども、電子申請システムというものがありまして、それは共通のサービスを使い合うという、クラウドで使っているサービスがあります。これは、平成22年度に調達して、それを外部のクラウドサービスとして使っているという事例はございます。

○五日市王委員長　ほかにありませんか。

○佐々木努委員　この納入期限、1月31日のこの根拠は何でしょうか。それから、これはいつからこの機器を使用できるような状況にしようとしているのでしょうか。

○菅野行政情報化推進課長　まず、1月31日の期限ということでございますけれども、機器については今回の議決をいただいたということをもって業者と本契約を交わす。交わしてから、その業者については端末の調達を始めるということになりますので、そこで手配をかけてから物が納品される。かつ本庁で使うパソコンにつきましては、機器が入っただけでは動作しませんので、当然行政情報ネットワークで使えるように端末の設定作業、それからそれを各職員がいます、今回はほぼ沿岸が中心となりますけれども、そちらへ機器を届けて、現地での動作確認、そういったものも含めて、もろもろの計画として全体が1月末ということを計画しております。

○佐々木努委員　そうすると、2月1日からは使用できるということですか。

○菅野行政情報化推進課長　今回調達をかけます1,051台全体については1月末で完了と

ということですので、2月1日からは使えるようになるということです。ただし、今回この臨時会をもちまして、先倒しで御承認いただくということになりますと、特に沿岸地区のほうは、調達、どこから配付するかということもありまして、それは年内にその配付が完了するように調整も可能だということはあるので、まずは沿岸地域を年内までに配備して、残ったものについては1月末までに配備をして、2月1日から全体が使えるようにするというのを計画しております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

○及川あつし委員 念のため伺いたいと思います。

議案は財産の取得なので契約の承認ということでもないのですが、念のため、一般競争入札によって取得するということになっておりますので、入札参加者、あとは落札率、その社にもよるのしょうけれども、できれば入札の調書でもあれば一番わかりやすかったのかなと思うのですが、どういう状況であったかお示しいただきたいと思います。

二つ目、佐々木努委員の質問にも関連しますが、この財産を取得することによって発生するサポート業務等の契約は、契約の相手方とどのようになっているか念のためお知らせ願います。

三つ目は後にします。

○大槻法務学事課総括課長 入札の状況でございます。手元に落札率という形で整理してございませんでしたので、金額ベースで申し上げたいと思います。入札業者につきましては4社が入札いたしまして、落札をしたのが株式会社アイシーエスで、これが7,119万円。それからその他の会社が3社ございますが、会社名が、一つは太平工業株式会社、これが8,029万8,000円、それから日本事務器株式会社東北支社、これが9,450万円、それから富士ゼロックス岩手株式会社が8,968万1,000円という状況になってございます。

それから、ネットワークとの接続設定、今後出てまいりますけれども、これは端末価格には含まれてございませんので、別途委託契約という形で、今後一般競争入札等により決定をしたいと思っております。

○及川あつし委員 これいつもお話ししてきたのですが、取得するほうがいいのか、リースがいいのか、まだこれまできちとした回答をいただいたことがないのです。こういうバージョンアップの関係とか、サポートが切れるとか、相手方によるところがあるのであれば、リース契約をしていたほうがいいのかもあるのかなと。ただ、行政の場合、財産取得が一般例とするのかどうなのか、そこら辺も少し御検討いただきたいと思うので、御所見をいただきたいと思います。

二つ目は、入札の仕様にも関係してくるわけですが、多分性能だけ示して、あとは入札仕様書を示して競争入札にかけたと思うのですが、今回初めてですよ、こういう財産の取得の仕様について、パソコンとディスプレイとを分けて我々に示された。今まではパソコン一式みたいな形で言ってきたと思うのですが、結果として富士通と、日本エイサー——これは台湾製だと思うのですが、という形で調達されている。これまでも県内の産業

振興等の話がありましたけれども、ここら辺については、今回配慮があったのか、なかったのか。一般的に性能を必要として仕様書をつくって調達することになっているのか、その点だけ確認です。

○菅野行政情報化推進課長 お尋ねの第1点、リースの件でございますけれども、買い取りと、それからリースにした場合と内部的に費用比較というシミュレーションをしております。その結果、買い取りしたほうが金額的に安いという確認がとれております。具体的に今回の1,051台に係る数値については、今手持ちの資料がありませんけれども、過去に同じ条件で試算したものがございますので、提示は可能と考えます。

入札の仕様につきましては、平成21年度から調達をかけたと申しましたけれども、仕様の中身については、パソコンのCPUという本体の部分、それからディスプレイ、こういったものについては、内容については項目レベルということでは同じです。今回コンピュータ及びディスプレイという表現が、従来ですとコンピュータというような仕様でしたけれども、内容としては、調達する機器については同等ということになっております。

○大槻法務学事課総括課長 もう一点、県内発注という、県内でつくっているものという、そういう配慮とありましたけれども、今回の場合、仕様書における性能面という部分に絞ったという格好で、県内での作製というか、そういった部分についてはちょっと配慮はしてございません。

○及川あつし委員 一般的にそうやっていると思うのですが、できれば県内でパソコンをきちっとフルスペックでやっている工場、ないのかなとは思いますが、もしあるのであればしっかり調べて、こういう状況でどんどん、どんどん海外に出て行っていますので、その流れを県の物品調達ぐらいでとめるというのは無理だと思うのですが、そういう配慮もぜひやっていただきたいと思うのですが、その点について最後所感を伺って終わりたいと思います。

○大槻法務学事課総括課長 今回のような、特に復旧、復興という旗印も掲げているところでございますし、私どもとしても、県内の誘致企業の中でフルスペックでパソコンをつくっているところ、これも調べてみなければいけないところでございますけれども、そういったところも調べた上で、ある程度県内の産業振興に資するところでの検討はしてまいりたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

○名須川晋委員 2点でございますが、これまでの買い取りだとしますと、現在使用しているパソコンの処分方法についてと、あとはその処分に対する金額ですね、それも教えていただきまして、その辺も含めての買い取りなのかということでございます。

また、破損、故障というのも当然あると思うのですが、そういうのも加味して買い取りのほうが安いのかどうか、お知らせください。

○菅野行政情報化推進課長 まず、お尋ねの第1点の処分についてでございますけれども、いわゆる基本ソフトでいいますとウィンドウズXPという旧端末のソフトなのですけれど

も、それを使っているパソコンについては、新しいパソコンと交換ということになりますので、古い端末についてはそれを回収しまして廃棄処分にとすると。これも一般競争入札によりまして、廃棄処分業者の調達をかけて対応しております。

それから、破損につきましては、今回調達する際に無償保守という期間もございますので、その期間内に破損したものについては無償交換するということになっております。その期間を超えたものについてはスポット保守ということで、物理的な部品交換で対応していくという状況でございます。

買い取りの場合とリースの場合との、廃棄も含めての費用負担ということでございますけれども、トータル4,493台、5年間かけて全部切りかえるという全体での費用比較を計算したことがございまして、それによりますと、リースに比べまして買い取りのほうが1億3,000万円ほど経費が削減できるという試算結果を出しております。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 一般競争入札ということでございます。5年計画の4年目ですが、過去の3年間というのはどういうメーカーが落札というか、これはメーカーを入札して、契約は株式会社アイシーエスですよね。ということは、どの機械器具を入れるかを入札で決めたのであって、契約はどこでもいいわけですね。そういうことではないのですか。

○**菅野行政情報化推進課長** 今お尋ねの件につきましては、この調達をかけましたときに各年度、偶然ですけども、4社ずつ応札をかけたわけですが、その応札した業者が、自分たちはどのメーカーのパソコンをもってこの調達に応札するかという形でございますので、結果的には平成21年度から平成23年度までの3年につきましては、太平工業株式会社の、NEC製の機器が入ったということになっております。ことし平成24年度については、株式会社アイシーエスが、そこで提案しています富士通の製品、ということになっていきます。

○**伊藤勢至委員** 最初からそういうふうに説明すれば聞かなくてもいいのに。もう一度聞いてもいいのだけれども、やめます。気分がよくない。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号及び議案第10号は災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであります。

以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木生活再建課総括課長 議案第9号及び議案第10号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて、につきまして御説明申し上げます。

議案9ページをお願いいたします。説明に当たりましては、便宜お配りしております資料に基づき御説明申し上げます。まず、1の提案の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が条例を定めて行っている災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務のうち、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、議案第9号により北上市から、議案第10号により久慈市から、それぞれ県が受託することの協議に関し議会の議決を求めるものであります。

次に、2の受託理由であります。災害弔慰金等の支給に当たり、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による死亡または障害であるか否かの判断が困難な場合等に開催する災害弔慰金等支給審査会について、事務の委託を求めている市では、当該審査会を単独で運営することは困難な状況が認められるため、事務を受託することについて協議を行うものであります。

最後に、3の施行期日であります。平成24年9月6日から施行することとしているものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 今回北上市と久慈市から求められたわけですが、これは何か難しい判断を迫られたことがあるからということで、今回新たに申し出があったのか、その辺の経過をお尋ねしたい。

それからあわせて、審査会でこれまで議論していた経過があるのかどうか。ほかの市町村からも来ているのではないかと、前あったのかなと思いますが、今回初めてですか。もしほかの市町村が前にもあれば、そこから審査会に上げてきた案件等がいろいろあるのですよね。

○鈴木生活再建課総括課長 今回お諮りしております北上市及び久慈市につきましては、災害関連死の申し出が出てきたということで承っております。先ほど御説明申し上げましたとおり、市単独で判断するのは困難な状況にあるというような申し出をいただいているものでございます。詳細な中身につきましてはお聞きをしておりますが、そういう状況ということでございます。これまで県に委託をしておらない市町村の状況ということで

お答えをさせていただきたいと存じますが、先ほど566件ということで、本会議の席上、副局長から御答弁申し上げております。災害関連死の申し出件数につきましては、7月31日現在566件という状況でございます。盛岡市と山田町につきましては、単独で審査会を開催しております。岩泉町につきましては、審査会は設けておりませんが、独自で審査を行っているということでございます。また、住田町におきましても、審査会は設けておりませんが独自で調査をしているということでございます。県に委託しているのは12市町村ということでございます。

○高橋元委員 審査会の中で566件ということで、これは全てこれまで解決してきたのか、その関係者の方々が理解するような形で解決してきたのか、その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 7月31日現在で県全体の災害関連死の申し出件数は566件でございます。このうち県に災害関連死の審査会の事務を委託しておりますのが12市町村でございます、その12市町村分の申し出件数は464件でございます。この中で、災害関連死と市町村で認定いたしましたのが236件、認定をいたしませんでしたのが56件でございます。残り172件については審査中という状況でございます。このほか、市町村単独で処理しております残りの102件につきましては、災害関連死として認定されましたのが45件、認定されませんでしたのが16件、審査中が41件ということでございます。繰り返しになるかもしれませんが、災害関連死として申し出がありました県全体の566件のうち、認定されましたのが281件、認定されませんでしたのが72件、審査中のものが213件という状況でございます。

災害関連死のお申し出をいただくものにつきましては、さまざまな事情がございます。それらの事情につきましてお聞き取りをいたしまして、場合によっては追加でいろいろ資料を出していただく中で、災害関連死であるかどうかの判断をさせていただくということでございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 市町村独自で判断をしているところもある。だけれども、難しいので県にお願いをする。これは、かかって非常に生々しい問題だと思うのです。市町村が判断するとその関係者に恨まれかねないという部分があるので、その判定を県に預けるという思いも大体あるのかなと推測をしております。だから、首長の判断、あるいはその担当者の判断によって、亡くなった方々の親類縁者から恨まれるということを避けたいがために県に頼んでいるという面もあるのだと思うのです。そういう中で、なぜ市町村独自に判定するところもあって、あるいは面倒だから、自分で判定しがたいものだから県に頼むというところがあるのか、その辺のニュアンスはどうですか。

○鈴木生活再建課総括課長 仰せのとおり災害関連死の判断は、大変難しい判断になるかと思っております。しかしながら、この制度は昭和48年に法律が施行されてできておまして、それ以来ずっと市町村で運用されてきている制度でございます。今般東日本大震

災ということで、大規模災害ということになりまして、多数の方々の災害関連死が見込まれる状況の中で、厚生労働省から、県として積極的に災害弔慰金等支給審査会の事務を受託するという通知がございました。これを受けまして、県といたしましては市町村に対し、災害弔慰金等支給審査会の事務を県に委託したい場合については、県へ積極的に委託しますという申し出をしてくださいと、昨年度以来お声がけをしてきたところでございます。そういう状況の中で、6月定例会におきましては、4月に一度、市町村に改めて声がけをいたしまして、申し出をいただいたところにつきまして、追加で議決をいただきました。さらに今般審査案件等が発生したということで、追加で上がってきたということでございます。それぞれの市町村におきまして、私どもが審査会の事務を担当させていただきまして、大変重い判断をさせていただいているということでございます。これはまさに仰せのとおり、地元の市町村であればなおさら、顔の見える世界ということでございますので、大変重い判断かと思いますが、そういう市町村の御判断に対しまして、県としても積極的に支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤勢至委員 今回警察官が9名、消防職員が11名、消防団員が116名殉職をされているわけです。そういう中で、消防賞じゅつ金、警察賞じゅつ金両方ですけれども、消防団において賞じゅつ金対応にならなかったところもあるのです。全部が全部消防団員ではあるけれども、人命救助のために消防団員として動いていたか、ただ災害から逃れるために独自で逃げている途中だったのかという判断が非常に難しいというふうにも聞きました。そういう中で、これは最後の弔慰金、補償金あるいは保険、こういったものにも絡んでくるものですので、情実にとらわれることなく、しっかりとした判断をもって同じ拘子定規でやっていただかないと、必ず後で生々しい争いになりかねないと思いますので、そういうところは留意をしてやっていただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 まさに委員仰せのとおりでございます。非常に多数の案件の中で公平に審査をするという必要もでございます。そういうこともございまして、県の受託している審査会におきましては、災害関連死の認定基準でありますとか、精神障害に係る認定基準等を策定しているものでございます。その基準に基づきまして、公平な判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、基準が金科玉条ということではございませんで、さまざまなケースがございますので、審査基準で想定されていないようなケースにつきましては、審査基準の見直しであるとか、適宜見直しをしながら適切な判断をしていただけるように事務局としても精いっぱい努めてまいりたいと考えているところでございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。